

融資及び税制優遇措置の概要（使用済自動車解体業に係るもの）

1. 融資措置

(1) 中小企業金融公庫（中小企業対象<sup>(注)</sup>）

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設、再生資源化製品製造設備</li> <li>・廃棄物排出抑制のために必要な施設</li> <li>・<u>廃棄物を製品等として利用するために必要な施設</u></li> <li>・リデュース・リユース・リサイクルへの取組に必要となる静脈物流施設整備</li> </ul>
貸付金利	特別利率 又は特別利率（ただし、貸付4億円まで）
貸付限度	直接貸付：7億2千万円、代理貸付：一般貸付のほか1億2千万円
融資期間	設備資金：15年以内（うち据置2年以内）

(注) 融資対象は、卸売業の場合、資本金1億円以下又は従業員100人以下の規模

(参考) 平成15年4月現在の金利（貸付期間9年以内の場合）

特別利率：1.10%、特別利率：0.85%

(2) 国民生活金融公庫（中小企業対象）

対象事業、金利等： 中小企業金融公庫と同じ。

貸付限度： 7千2百万円

(3) 日本政策投資銀行（沖縄振興開発金融公庫もほぼ同様）

項目名：循環型社会形成推進（環境・エネルギー・防災・福祉対策 / 環境対策）

対 象 事 業	金利	融資比率
1) リデュース・リユース・リサイクル事業 リデュース事業 廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に係る資源効率を高めるための施設整備 リユース事業 <u>使用済製品等を再利用するために、当該使用済製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備</u> リサイクル事業 <u>使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備</u>	政策金利	40%
2) リユース・リサイクル品普及促進事業		

3) 適正な廃棄物処理を行うための施設整備	政策金利	5.0%
-----------------------	------	------

(注) 対象事業はリサイクルに係るもののみ抜粋

(参考) 平成15年4月現在の金利(貸付期間15年(うち据置3年)の場合)

政策金利 : 1.65%、 政策金利 : 1.55%

## 2. 税制優遇措置

### 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税(地方税)の課税標準の特例

措置内容: 設備の取得後3年間にわたり2/3の課税標準特例

対象設備:

自動車部品再利用製造設備(使用済の自動車の部品を自動車の部品として再利用し、これを自動車の製造又は修理に用いるためのもの)

- 1) 廃油及び廃液抜き装置(専用の昇降装置、台座、負圧発生装置、廃油及び廃液受け機器又は貯蔵設備を含む。)
- 2) 洗浄装置(専用の乾燥装置を含む)
- 3) 原動機検査装置(反転装置、圧力測定装置又は電動原動機を含む)
- 4) 変速機検査装置
- 5) 非破壊検査装置
- 6) これらと同時に設置する専用の車両保管設備、フォークリフト、部品保管設備、搬送装置又は移載装置